

令和7年度「沖縄のこころ」海外発信強化業務委託 企画提案応募要綱

本企画提案公募は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。

については、県議会で当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない

1 委託業務名

令和7年度「沖縄のこころ」海外発信強化業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3 業務の目的

沖縄県では、「沖縄県地域外交基本方針」において、アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点を沖縄県の地域外交の目指す姿の一つとしており、国内外、特に海外に向けて、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信の強化を掲げ、沖縄県が主導する平和を軸とする国際的なネットワークの構築に向け、取り組むこととしております。

また、沖縄県は令和5年6月、韓国済州特別自治道、ドイツオスナブリュック、フランスベルダンが加盟するグローバル平和都市連帯に加入しており、済州特別自治道が主催する済州フォーラム参加に加え、同連帯の活用を通して、世界に向けて平和を希求する「沖縄のこころ」の発信力の強化に取り組んでいる。

令和6年度に実施した、国際平和ネットワーク構築業務委託では、グローバル平和都市連帯の活用に加え、平和を軸とする新たな国際的なネットワーク形成に向けて、既存の国際的な平和ネットワークの事例整理や、沖縄県主導の国際平和ネットワークについて、対象都市や連携手法の方策、ネットワーク構築までのスケジュール等を調査研究した。

このため、本事業では平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外、特に海外への発信強化を目的とし、基礎的な情報を多言語で整備するとともに、前年度の調査結果に基づくネットワーク形成に向けた追加調査、並びに既存ネットワークを活用した共同事業の実施・企画立案を行うこととする。

4 業務の概要

別添「企画提案仕様書」のとおり。

5 提案上限額

17,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

（参考）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（本号において、以下「法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 本委託業務を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有し、正・副計 2 名以上の担当者を配置できるものであること。

- (4) 契約の主たる部分（*1）を受託者が自ら履行可能であること。

- (5) 応募は共同企業体でも可とし、その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)～(3)の要件を満たす者であること。

（*1）契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

7 応募の手続き

- (1) 応募にかかる質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合は、質問票【様式 10】を記入

し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 令和7年4月8日（火）正午（厳守）

イ 提出先 沖縄県知事公室平和・地域外交推進課 新屋敷、阿波連

ウ 電子メールアドレス aa071706@pref.okinawa.lg.jp

※質問に対する回答は、令和7年4月10日（木）17時までに沖縄県平和・地域外交推進課ホームページに掲載する

(2) 企画提案書等の提出

企画提案書等は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和7年4月18日（金）正午（必着）

イ 提出先 沖縄県知事公室平和・地域外交推進課 新屋敷、阿波連
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁1階

電話番号 098-894-2226 FAX 番号 098-869-7018

ウ 提出部数 ○応募申請書等（様式1～9）10部（正本1部、副本（複写）9部）＊様式1～9の書類は、原則としてA4版縦置き・横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。

○添付資料（(10)、(11)）1部

8 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書……………【様式1】
- (2) 企画提案書……………【様式2】
- (3) 会社概要表（組織図、業務内容、資格等）……………【様式3】
- (4) 積算書……………【様式4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①人件費等

②旅費

③需用費（消耗品費、印刷製本費等）

④役務費（通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料等）

⑤使用料及び賃借料（会場借料等）

⑥外注費（請負契約等）

⑦管理費、消費税

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

- (5) 業務スケジュール表 …………… 【様式 5】
- (6) 執行体制 …………… 【様式 6】
- (7) 実績書 …………… 【様式 7】
- (8) 誓約書 …………… 【様式 8】
- (9) 共同企業体構成書（共同企業体の場合） …………… 【様式 9】

※企業共同体協定書の写しも添付すること。

- (10) 直近 2 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
（企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）
- (11) 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。（企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）

9 受託事業者の決定

(1) 第一次審査

応募のあった者について、上記 6 に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が 4 者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行う。審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話または電子メールもしくは文書により通知する。

結果通知日：令和 7 年 4 月 22 日（火）までに通知予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査し、委託候補事業者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は 3 名以内とする。

イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ プレゼンテーションは、令和 7 年 4 月 24 日（木）を予定している。

※プレゼンテーションを行う時間帯等については、後日連絡する。

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ア 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- イ 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること）
- ウ 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- エ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）
- オ 総合評価

(4) 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

(5) 選定結果

選定結果については、選定審査会で第1位の候補者を決定した後に通知する。

10 スケジュール（予定）

(1) 質問受付期間	公告の日～令和7年4月8日(火)正午まで（必着）
(2) 企画提案書提出期限	令和7年4月18日(金)正午まで（必着）
(3) 一次審査結果通知日	令和7年4月22日(火)
(4) 最終審査（プレゼンテーション）	令和7年4月24日(木)
(5) 優先交渉権者決定通知	令和7年4月下旬

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書、審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 委託予定事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、委託先の企画提案書等を基にして、実施段階において

予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。
よって、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、
契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条
第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の
納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要綱に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

12 問い合わせ先

沖縄県知事公室平和・地域外交推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

担当：新屋敷、阿波連

電話：098-894-2226